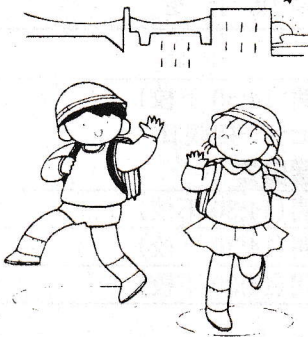


令和元年度 静岡市立宮竹小学校 学校だより

宮竹っ子

8月号 令和元年7月24日

がんばった子どもたち



いよいよ、今週の金曜日から夏休みになります。子どもたちは、この4ヶ月間とてもがんばったと思います。

まず、第1ステージは、「仲間・約束づくり」をテーマとして取り組みました。仲間づくりの核として取組んだ運動会では、どの学年の子どもたちも活躍をし、仲間意識を強くもつことができました。

さらに、約束づくりでは、子どもたちが4月に、あいさつしていた姿と比べると、現在は大きく成長していると思います。そこで、

6月からの第2ステージでは「挑戦・定着」をテーマとして取り組んでいます。子どもたちは、学校でのあいさつはよくなりました。しかし、学校が最終ではなく、地域であいさつが活発になることが最終目的です。この夏休みはチャンスだと思います。ぜひ、保護者の皆様も地域であいさつを意識してみてください。

充実した夏休みにするために

いよいよ、夏休みになるため、子どもたちはとても楽しみにしています。夏休みは普段の学校生活では得られない生活体験や、学習体験をすることによって、子どもたちが自主性や社会性を養い、個性の伸長を図る大事な機会になります。夏休みは、多くの時間を家庭で過ごすこととなります。

そこで、子どもたちが充実した夏休みにするために、次のことをお願いします。夏休みに入る前に「夏休み中に〇〇ができるようになる。〇〇のお手伝いを毎日する。」等、具体的な目標やめあてをもたせてください。そして、その目標やめあては毎日取組ませてください。毎日続けることにより、それが自信になり、自慢となります。

また、夏休みは家族との触れ合いを大切に、地域の行事にも積極的に参加できるように御配慮をお願いいたします。

安心・安全な夏休みにするために

子どもたちが楽しみにしている夏休みですが、今までの規則正しい生活からの解放感から生活習慣が乱れがちになり、いろいろな問題が起きやすくなります。

最近、子どもたちの安心・安全な生活を脅かす事件が発生しており（交通事故、不審者等）、子どもたちが事件事故に巻き込まれています。保護者の皆様には、細心の注意を払っていただき、8月28日（水）には、元気な成長した子どもたちと会えることを楽しみにしています。よろしくお願いします。



校長 山崎 元靖

<8月の主な予定>

5日(月) **学校預り金振替日1**
 11日(日) 山の日
 12日(月) 振替休日
 13日(火)～16日(金)
 市教委が定める日直を置かなくても良い日(期間)
【13日(火)～16日(金)の緊急連絡先】
 8:15～17:15 静岡市教育委員会教職員課 054(354)2508
 17:15～翌朝8:30 駿河区役所 054(202)5811

15日(月) **学校預り金振替日2**
 28日(水) 特別日課4時間(給食なし12:10下校)
 夏休み明け集会
 29日(木) 特別日課4時間(給食なし12:10下校)
 発育測定 5・6年、こまくさ学級
 30日(金) 特別日課4時間(給食なし12:10下校)
 引渡し訓練 発育測定 3・4年

<9月の予定>

日	曜	主な予定	日	曜	主な予定
1	日		16	月	敬老の日
2	月	発育測定 1・2年	17	火	特別日課5時間(14:30下校) スクールカウンセラー相談日 学校預り金振替日2
3	火		18	水	特別日課5時間(14:30下校)
4	水	学年集会 スクールカウンセラー相談日	19	木	特別日課5時間(14:30下校)
5	木	学校預り金振替日1	20	金	特別日課5時間(14:30下校)
6	金	委員会活動	21	土	
7	土		22	日	
8	日		23	月	秋分の日
9	月	代表委員会	24	火	普通日課5時間(14:55下校)
10	火		25	水	給食カット ペア弁当の日 ペア遊び ※イングリッシュデイ
11	水	児童集会	26	木	
12	木		27	金	クラブ活動 GET
13	金	クラブ活動 GET	28	土	
14	土		29	日	
15	日		30	月	6時間の日 ※3年生も6時間授業開始

【「静岡県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」についてのお知らせ】

静岡県で、本年(2019)年4月1日より施行された自転車条例の主な内容です。

○県民の役割(第3条～第8条関係)

交通ルールの遵守、マナー向上は、普段から家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。保護者・学校及び事業者は看護する未成年、児童・学生または従業員への自転車の安全適正利用の教育に努めましょう。

○自転車の安全適正利用(第9条～第10条関係)

自転車は車両です。自転車関係法令に従うほか夜間のライト点灯や反射材の装着をしなければなりません。自動車と同じようにタイヤの空気圧やブレーキの効きなど日常的な点検を行いましょ。また、10月1日から、児童・中学生の通学時、幼児用座席の幼児乗車時は、乗車用ヘルメットを着用しなければなりません。

○自転車損害賠償保険の加入義務(第11条～第13条関係)

10月1日から、自転車事故の備えと、被害者の救済を図るため、自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、自転車保険に加入しなければなりません。

市内でも、今年度に入ってから小中高の児童生徒が意識不明の重体となる交通事故や死亡事故が起きています。夏休みに入りますが、この機会に是非「静岡県自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」に目を通し、自転車の乗り方や点検整備などについて、今一度見直してみてください。自転車保険への加入は義務ですが、既に自動車保険などの特約で保険に加入されている場合があります。まずは加入している保険、共済などの契約内容を確認してください。

(別紙「静岡県自転車条例」の裏面、「自転車保険に加入してますか?」をご覧ください。)